



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月15日火曜日 第140号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定…………… (健康増進課) … 711
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更…………… (") … 711
- 知事指定薬物の指定の失効…………… (薬務衛生課) … 711
- 介護員養成研修事業者の指定…………… (中予地方局地域福祉課) … 712
- 道路の供用開始 (一般国道494号)…………… (中予地方局久万高原土木事務所) … 712
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要…………… (南予地方局八幡浜支局環境保全課) … 712
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要…………… (") … 715
- 医師の指定…………… (福祉総合支援センター) … 716
- 指定医師の辞退の届出…………… (") … 716

告 示

○愛媛県告示第1019号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年9月15日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ヤマウチ	松山市三津2丁目9番18号	訪問看護ステーションえん	松山市朝生田町4丁目2番4号 桂ビル103	精神通院医療	令和2年9月1日
一般社団法人八幡浜医師会	八幡浜市広瀬1丁目7番17号	八幡浜医師会訪問看護ステーション	八幡浜市広瀬1丁目7番17号	精神通院医療	令和2年9月1日
医療法人愛寿会	西条市福武字蔵尾甲158番地の1	訪問看護ステーションゆるぎ荘	西条市福武字蔵ノ尾甲162番地の1	精神通院医療	令和2年9月1日

○愛媛県告示第1020号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年9月15日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションうさぎの里	松山市中村5丁目9番16号 メゾンドリセ305号	松山市祇園町13番6号	令和元年10月1日

○愛媛県告示第1021号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和2年9月15日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2- (ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (2) N- { 1- [2- (フラン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (3) 2- (2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) -2-メトキシエタンアミン及びその塩類

- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
- 3 失効の日
令和2年9月5日

○愛媛県告示第1022号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロの規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。
令和2年9月15日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定年月日
株式会社奏	愛媛県松山市永木町二丁目1番地25	介護職員初任者研修課程	令和2年9月7日

○愛媛県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方3072番1から 同町笠方2898番1まで	令和2年9月15日

○愛媛県告示第1024号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。
令和2年9月15日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社愛媛ちぬや
西予市三瓶町和泉甲700番地1
代表取締役 今津 秀
- 2 事業場の名称及び所在地
株式会社愛媛ちぬや
西予市三瓶町和泉甲700番地1
- 3 特定施設に関する事項
(1) 原料処理施設

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設
特 定 施 設 の 能 力	2 t/時間
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	7:00~12:00、13:00~16:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 580 最大 700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56 最大 70
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 50
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.7 最大 5.5	

(2) 洗浄施設①

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設ハ 洗浄施設	
特定施設の能力	2t/時間	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	7:00~12:00、13:00~16:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 580 最大 700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56 最大 70
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8

ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 50
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.6 最大 5.5

(3) 洗浄施設②

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設ハ 洗浄施設	
特定施設の能力	7L/分	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	16:00~17:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 400
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 480 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.7 最大 1.0	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設

設置年月日	平成12年9月18日
処理施設の種類	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚泥脱水処理
処理施設の型式	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚泥脱水処理
処理施設の構造	RC造
処理施設の主要寸法(単位 メートル)	縦11.5×横10.7×高さ4.5+ 縦4.95×横5.5×高さ5.0
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル
汚水等の処理の方式	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚泥脱水処理

処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 750	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 600	通常 15.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 750	通常 5.0 最大 10.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 0.8 最大 1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 3.0 最大 5.0
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 3000以下 最大 3000以下	通常 3000以下 最大 3000以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 120	通常 100 最大 120

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	No.1排水口
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 3000以下 最大 3000以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 120

備考 No. 2~No. 5排水口は雨水排水口である。

○愛媛県告示第1025号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3

週間公衆の縦覧に供する。

令和2年9月15日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社愛媛ちぬや
西予市三瓶町和泉甲700番地1
代表取締役 今津 秀

2 事業場の名称及び所在地

株式会社愛媛ちぬや
西予市三瓶町和泉甲700番地1

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1
第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設

- イ 原料処理施設
- ロ 湯煮施設
- ハ 洗浄施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の新規設置及び既存特定施設の廃止

5 特定施設に関する事項

(1) 原料処理施設①

備考：2台のうち1台を廃止する。

(2) 原料処理施設②

備考：2台のうち1台を廃止する。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

変更なし

○愛媛県告示第1026号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	花岡 潤	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和2年 9月1日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立南宇和病院	三瀬 順一	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	令和2年 9月1日

○愛媛県告示第1027号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害	消化器内科	愛媛県立新居浜病院	野中 卓	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和2年 7月31日